# UC ETC カード申込書

お申込日	全	Ŧ	月	田	組合員番号		
フリガナ							法人印
法人名							
フリガナ						代表者携帯電話番号	
肩書·代表者名							
フリガナ							
カード 郵送先	₸						
	TEL					FAX	
フリガナ							
ご担当者氏名	所属部課					氏名	
備考							

私(当社・当団体)は、別紙記載の UC コーポレートカード会員規約・カード使用者規約(会社主債務用)・UC ETC カード特約(法人カード・会社主債務決済コーポレート会員用)・コーポレートカード・ETC カード特約(事業協同組合用)を承認の上、東日本ビジネス交流協同組合を法人会員、当社をカード使用者として ETC カードの発行を受けることにつき、下記の通り発行を申し込みます。尚、株式会社クレディセゾンとの間で行う ETC カード申込に関する手続きは東日本ビジネス交流協同組合に委任致します。 私(当社・当団体)は、本 ETC カードについて、私(当社・当団体)が、ETC マイレージ登録が行えないことについて、異議を述べません。また私(当社・当団体)の利用分に関して、貴組合が ETC マイレージサービスを登録し、取り扱うことについて承諾いたします。

## ※太枠内のご記入をお願い致します。

ETC カード申込枚数	枚	月間利用予定額 (カード 1 枚につき)	円/枚
	11.		1 1/ ,

# 〈必要書類〉

- ① UC ETC カード申込書
- ② ETC 車載器セットアップ証明書のコピー(セットアップ済のもの)

〈書類返送先〉※必要書類2点をお送りください。

F A X: **03-6206-0876** Eメール: info@east-jp.org

東日本ビジネス交流協同組合 TEL:03-5577-5661

#### ■■■ 一般条項 ■■■

第3条(会員 法人会員)
株式会社プレディセンン(以下「当社」と称します。)、に対し UC コーポレート会員規約・カード使用者規約(会社主債務用)(以下「本規約」
と称します。)を深めつえ、当社が保行するクレジットカード(以下 「カード」と称します。)の利用をお申じ込みいただき、当社が人会を認めた法人文は同じ、「は、日本の大きな、「は、日本の大

#D3#17JFN0は全**費**) 1.法人会員は、当社に対し所定の年会費を支払うものとします。 2.年会費の支払日、支払い方法は当社所定の時期、方法によるものとしま 3.までにお支払い海の年会費は、適会又は会員資格の取消しとなった場合その理由の知何を同わず返却いたしません。 **第6条(機能器等**)

86条(職証番号)

出谷はカード使用者からのお申し出により、カードの職証番号(4 桁の数字)を登録するものとします。但し、下記に該当する場合は、当社 所定の方法により登録するものとします。 (イ) カード使用者からのお申し出のない場合。 (口) 当社が禁止している番号のお申し出が あった場合、 2、1人会員及びカード使用者は職証番号を第三者に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。 カード利用にあたり、登録された職証番号が使用されたときは、第三者による利用であっても、当社に責がある場合を除る。法人会員はその で第一次の上子する一切の機能について支払の機を負うものとします。

ために生ずる一切の債務について支払の責を負うものとします。 第7条(の一年利用可能枠) 1.カート利用可能枠は法人会員がカート使用者を届け出する際に所定の方法で申し出た範囲内において、当社が審査し決定した額を復度とし、 第22条第 1項に変めるションピンケサービスのだった。 カード使用者は、未決済ご利用代金を合算した金額がそれぞれの利用可能枠を超えない範囲でカードを利用できます。なお、ションピングサー ビスのご利用行法にはカードによる協品の購入代金、サービスの受験、生食物・過程等の表示。電気が動物が仕金、その他当社が使供するかべての 商品は分でよりない。 日本の大きないます。 日本の大きないます。 インタンションデンタを インタンションル・インコーメル・デントもしくほどザ・ワール・ドフィト・アドロ・リミテッド (以下再発をご問題をはごと称します。) インタンションル・インコーメル・デントもしくほどザ・ワール・ドフィト・アドロ・リミテッド (以下再発をご問題を関係を関係) が定める金額までとします。但し、カード利用の際、加盟な各通じて当社の未載を得る場合は、この金額を超えて利用することができます。 3.カード利用可能枠は、当社が必要ご認めた場合はは、増収とは変更できるのとします。 4.カード利用可能枠と対していたを使用した場合には、第8条第1項にかかわらず、当社からの請求次策、そのカード利用代金の全部又はその一部をお支払いいただくことがあります。 場合には、第8条第1項にかかわらず、当社からの請求次策、そのカード利用代金の全部又はその一部をお支払いいただくことがあります。

元ヨしくも共振のなり 第10条(費用の負担)

お支払いいただいた金額の支払機勢会職を完高するに足りないと言は、特に透明をでは、自社の豊当と認める関チ・万法によりいすれの機勢に 非当しな「各種語の社ものとします。 第31条(温食及の土の色します。 第31条(温食及びカードの使用取消と強力) 第31条(温食及びカードの使用取消と強力) 第31条(温食及びカードの使用取消と強力) 第31条(温食及びカードの使用吸消と強力) 1.法人会員は、当社な方所定の手続ききすることにより、いつでで退金、特定のカード利用単位の廃止及び特定のカード使用器の使用取消をすることが出来ます。この場合、当社に対して残積熱の全額を支払いいただくとがあります。 2.法人会員なガカード使用機を回じませた。 2.法人会員なガカード使用機の機能を重要しませた。 2.法人会員なガカード使用機の一般である。 2.法人会員なガカード使用者の一般である。 2.法人会員の「イールートで表していました場合。」の 2.は、1.を表していました場合。 (力) 3.た人会員の信用状態が考しく悪化し、又は悪化のあそれがあると当社が判断した場合。 (つ) (利 服人等、カートの利用状況が当までないと当社が多数が生化がするませんがあると当社が判断した場合。 (つ) (利 服人等、カートの利用状況が当までないと当社が多数が生化が、1.2を表のであると当社が判断した場合。 (つ) 第2.を表が行り、第3.を表を対していました場合。 (つ) 第2.を表が行り、第3.を表が目が表が表がまる。 第2.を表が行り、第3.を表が目が表が表がまる。 第3.を表が行り、第4.を表がしていました。 第4.を表がしていました。 第5.を表が行り、 第5.を表がしていました。 第5.を表が行り、 第5.を表がしていました。 第5.を表が行り、 第5.を表が行り、 第5.を表が行り、 第5.を表が行り、 第5.を表がしていました。 第5.を表が行り、 第5.を表がしていました。 第5.を表がしています。 第5.会を表がしています。 第5.会を表がしています。 第5.会を表がしています。 第5.会を表がしています。 第5.会を表がしています。 第5.会を表がしています。 第5.会を表ができないます。 第5.会を表がしています。 第5.会を表が表が表がまする。 第5.会を表がないます。 第5.会を表がないまする。 第5.会を表がないます。 第5.会を表がないます。 第5.会を表がないます。 第5.会を表がないます。 第5.会を表がないます。 第5.会を表がないます。 第5.会を表がないます。 第5.会を表がないます。 第5.会を表がないます。 第5.会を表がないまする。 第5.会を表がないます。 第5.会を表がないます。

第20条(年製法) 法人会員及びカード使用者と当社との諸契約に関する年拠法は、すべて日本法が適用されるものとします。 第21条(規約の改定並びに孫認) 本規約が改定され、当社より法人会員及びカード使用者へその内容の通知をし、又は新会員規約を送付したのちにカード使用者がカードを利用 したときは、法人会員及びカード使用者は規約の改定を承認したものとめなします。

### ■■■ ショッピングサービス条項 ■■■

第22条(力ー・ド利用方法)
1 カード使用者は次の(イ)(コ)(ハ)に掲げる加盟店にカードを提示し所定の売上票等にカード上の署名と同じ署名をすることにより、物品の購入並びにサービスの提供(以下「ショッピングサービス」と称します。)を受けることができます。 但し、当社が適当と認める店舗・売場、又は高品・サービス等については、カートの投票・、売上票等への署名にカスで、自証書を与え入するなど当社が指定する提作方法により、ショッピングサービスを受けることができるものとします。 (イ) 当社と契約した加盟店。 (イ) 非常要した (イ) 当社と契約した加盟店。 (イ) 非常に対している。 (イ) 非常のカードの提示・売上票等への署名等の手板を省略し、又はカード番号等カード上に記された情報の入りのみら方が方法によりショッピングサービスを取り消費を対している。 (イ) 第29年により、 (イ) 第29年

第23条(加盟店への連絡等)
カード使用者のカード利用に当たっては、加盟店から当社が開発を受ける場合、また同様に当社から加盟店に開会を行う場合があります。この際、当社は加盟店に対して次の日常・確認・指示を行うことがあり、カード使用者されるで、1.加盟店からの開発に対して当社が必要と認めた事態について回答することがあり、カード使用者な人であることを確認する場合があること。 3.カード使用者な人で利用力な対象に変する場合、違反するおそれのある場合、その様で事な必要となっています。 3.カード使用者のようによっています。 4. 物号の場合、カード使用者へのカード質を多一時停止し、加盟店を通じてカードを当は、京都リていたたく場合があること。 4. 物号の場合、カード使用者へのカード質を多一時停止し、加盟店を通じてカードを当社に返却していたたく場合があること。 5. 本事に加盟店に登録する方式により、当該役権の提供を翻修がに対けている場合、会員番号の変更情報等を加盟店に適知することがあること。 5. 本事に加盟店に登録する方法により、当該役権の提供の提供を提供していたく場合があること。 1. 法人会員及びカード使用者はカードの利用では当社のからたこと。1. 法人会員及びカード使用者はカードの利用では当社のからたこと。1. 法人会員及びカード使用者はカードの利用では当社のからたること。1. 法人会員及びカード使用者はカードの利用では当社のからた。2. たんきな

■ 25年(機構協業)
第24条(機構協業)
第24条(機能協業)
第24条(機能協業)
第24条(機能協議)
第24条(基格(協議)
第24条(基格(法)
第24条(基格)
第24条(基格(法)
第24条(基格(法)
第24条(基格(法)
第24条(基格(法)
第24条(基格(法)
第24条(基格(

第25条(支払い区分) カード使用者による商品・サービスの購入代金、及び通信販売の利用代金の支払い区分については、原則1回払いとなります。 第26条(商品の所有権)

■■■ キャッシングサービス条項 ■■■

第3切象(キャッシングサービスの支払方法等)
1. キャッシングサービスの変素方法は元利ー括返済方式とします。
2. 法人会員は、当社所定の利率をもって計算するものとします。
1. キャッシングサービスの返済方法は元利ー括返済方式とします。
2. 法人会員は、当社所定の利率をもって計算するします。
3. 施度利率が利用動限
法第1条第1項に叛元する利率を超える場合は、超える部分について法人会員に支払い義務はありません。
4. 法人会員は、融資利率が全 総関等勢つ事情により変動することに異鑑がないたのとします。また、第21条の規定にかからす。当立から利率の料率変更の通知をしたの 方は、概算金条項の全額の方式で、これでは、1. 大きないません。
3. 当社から利率の非常が通用されることに、法人会員は異鑑がないものとします。
第31条(中限系の場合の特別)で、必定後の利率が適用されることに、法人会員は異鑑がないものとします。

書類) 回法第18条に基づき交付する書面(電磁的方法による場合を含みます。)を、キャッシングサービスのご利用・ 毎月一振記載により交付するかを任意に選択できるものとします。 2 前項の一話記載交付に同意されない と入のご利用を観収は止止することがあります。 3 第 1項の書面に記載する、返済削減、返済削減 内容以外にキャッシングサービスのご利用又はご返済がある場合、変動することがあります。

#### ■■■ UC 立替払加盟店利用特約 ■■■

第1条(本特約の主旨)
1. 本特約は、株式会社クレディセゾン(以下「当社」と称します。)又は UC コーポレート会員規約・カード使用者規約(以下「会員規約」と称します。)第22 余第1 項(ロ)(ハ)のクレジット会社・金融機関等と加盟区間との契約が機構譲渡契約ではなら、当該加盟区(以下「宣格加盟区)と移します。」とがします。といるサービス利用、ショビング利用代金等のカードでの決消についての特別を定めたのです。
2. 立替地加盟店において、カード使用者はカードを提示することにより、又は遺信販売等の方法により、ショッピングサービスの提供を受けることができるものとします。
3. 前側の場合、当社はよ人会員の場所に基づき、法人会員に代ってサービス和規制、ショッピング利用代金等の立着社がをするものとし、法人会員は予め真議なくこれを承諾します。
第2条(本特約の通用機関)

第3条(保債金債務、債務) 法人負担、第1条の委託に基づき当社が加盟店より請求を受けたサービス利用料、ショッピング利用代金等を立替払いした場合、当社が法人 会員に対して阪府する求用金債権を各員規約のカードショッピング条項に基づく譲受債権と同様に会員規約に基づき当社に対して支払うものと します。 カード使用者として申込みをされた方(以下契約成立により申込者がカード使用者となった場合を総称して「カード使用者」と称します。)は、 本司恩条項及び今回お申込される限引の規約等に同意の上、申込みをします。

# ■■■ 個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意条項 ■■■

■■■ 個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意条項 ■■■
第1条(個人情報の収集・保有・利用・機能)に関する同意条項 ■■■
第1条(個人情報の収集・保有・利用・機能)
第1条(個人情報の収集・保有・利用・機能)
第1条(個人情報の収集・保有・利用・機能)
第1条(個人情報の収集・保有・利用・機能)
第1条(個人情報の収集・保有・利用・機能)
第1条(個人情報の収集・保有・利用・機能)
第1条(個人情報の収集・保有・利用・機能)
第1条(個人情報の収集・保有・利用・機能)
第1条(国人情報の収集・保有・利用・機能)
第1条(国人情報)
第1条(国人情报)
第1条

第5条(合意管轄裁判所) カード使用者ご社の関で個人情報について、訴訟の必要が生じた場合は、訴訟額の多少にかかわらず、カード使用者の住所地及び当社の本社、 第6条(条項の変更) 新6条(条項の変更) 本同意条項は当社所定の手続きにより変更することができます。

【簡い合わせ・相談窓口等】 1. 商品等についてのお問い合わせ・ご相談はカードをご利用された加盟店にご連絡ください。 2. 規約についてのお問い合わせ・ご相談は UC カードコミュニケーションセンターにご連絡ください。

住所・電話番号等 東京都中野区江原町 1 - 13 - 22 ユビキタス #ゴ会社カレディヤゾン 個人情報の開示・訂正・削除、(第 2条)、その他当社が保有する個人 情報について その他本規約全般について 株式会社クレディセゾン (東京) 03 - 6893 - 8200 (東京) 06 - 7709 - 8555 URL http://www.uccard.co.jp 関東財務局長(9)第00085号



20106

## UC ETC カード特約(法人カード・会社一括決済コーポレート会員用)

第1条(本特約の主旨)

旨) 及びコーボレート会員(以下「法人会員」と総称します。)、または法人会員に代わってETCカードを使用する方(以下す。)がETCシステムを利用することにより発生する通行料金等をクレジットカード利用代金と合わせて決済する。 おおり、法人会員なウカード使用者は本特約を承認し、別途道路事業者が定めるETCシステム利用規程を合わせて選引するものとします。

特的を変かたものであり、法人会員及びカード使用者は本特的を承認し、別地連路争乗会が止めるという。
第2名(開意の定義)
第2名(開意の主義)
第2名(開意の定義)
第2名(用度)
第2名

→ (本) 本の (本) は、 (本) 本の (本)

認めた場合に行ないます。その場合、当社所定の手数料を申し受けます。 第8条**(ETC力 - Pの年金幣)** 1. 法人会目またはカード使用者は、当社に対しクレジットカード所定の年会費とは別に ETC カード所定の年会費を支払うものとします。なお ETC カードの年会費の支払も、支払方法は当社所定の時期、方法によるものとします。 2. 支払方法は、ETC カード利用代金と同様とします。 3. すぐにな支払者の ETC カードの年会費は、理由の知何を励わず返却いたしません。

3 までにお支払済のETOカードの年会費は、理由の知何を同わす返却いたしません。 第9条(後書類) 当社は、第5条に基づく ETC システムの利用により発生した過行料金等の決済に関する事項を除き、ETC システム及び車載器に関する一切の 部温が終決、及び地害賠償の責任を負わないものとします。 第10条(個人情報の取り扱い) 1. 法人会員及びカード使用者は、ETCカード祭行の申し込み時に登録した個人情報、ならびにETCシステム及びETC 前払割引の利用に基 ラ金貨音事業者が作成しユーシーカード株式会社に送付する通行記録等及び請求データを、当社が必要な範囲で利用することを了承します。 2. 前項の情報は最北の責任において適切に管理し、目的外利用及び第三者への限示・激烈はいたしません。

2008年9月現在

### コーポレートカード・ETC カード特約(事業協同組合用)

第1条(通傳) 本特別は、法人会員が事業協同組合である場合の UC コーポレートカード(以下「コーポレートカード」という)及び UC ETC カード(以下 「ETCカード」といい、コーポレートカードと伸せて「カード」という)の利用について定めるもので、UC コーポレート会員規約(会社主債 採用)(以下「AG製料」という)及び UC ETC カード特約(以下 [ETC 特約]という)に加え本特約が適用されます。各規定が重複する場合は、本特約を優先いたします。 プラスリート更用者) 法人負債の組合見のうち、会員規約及びETC特約を承認のうえ、当社所定の手続によりカード使用者となることをお申込みいただき、当社が 運送の法法人または個人事業主を会員規約第 2条2項に定めるカード使用者とします。 当社は「一本・レーニー・・・・・ーー」

13条カードレス) はは、コーボルートカード寿面上に表示される会員番号及び有効期限等のカード情報(以下「カード情報」という)を発行することをもって ローボレートカートの発行に行えることができるものとし、この場合、下28名号が適用されます。 のカード情報にかかる権利は当社に帰属 よす。法人会員及びカード使用者は、他人に利用されないよう番良なる管理者の注意をもってカード情報を使用し、管理しなければなりません。 お、カード情報が、他人に利用されたことにより生じた損害は、法人会員が引き交けもものとします。 ②カード情報が使用できる有効はは、当社の指定する日本でとします。 ②当社は、前号の存効期限までに法人会員より更新不要の申出がなく、当社が引続き法人会員及びカー使用者として認める場合に新しい有効期限をご認知いたします。

ド使用者としく窓のの場合に対して可が対けない。 第4条**(カード使用者の責任)** カード使用者は、自己のカード利用によって生じる一切の責任について、法人会員と連帯して負担するものとします。

那**フ宋(祖宗)** 法人会員は、当社が必要と認めた場合には、当社の請求があり次第直ちに当社の承認する担保を差入れるものとします。 第6条(特殊の変更)

**那の家代物がの変更)** 本特約が改定され、当社よりその改定内容を法人会員及びカード使用者へ通知したのちにカード使用者がカードを利用したときは、法人会員及 びカード使用者は、規約の改定を承認したものとみなします。

2010年6月77年